



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

463	随意契約の相手方の決定	(税務課).....	2
464	地籍調査の成果の認証	(地域政策課).....	9
465	〃	(〃).....	9
466	〃	(〃).....	10
467	〃	(〃).....	10
468	〃	(〃).....	10
469	〃	(〃).....	11
470	〃	(〃).....	11
471	〃	(〃).....	11
472	〃	(〃).....	12
473	〃	(〃).....	12
474	〃	(〃).....	13
475	〃	(〃).....	13
476	〃	(〃).....	13
477	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の変更	(障害福祉課).....	14
478	安楽川井土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	14
479	三谷井土地改良区の役員の就退任	(〃).....	15
480	平成25年度狩猟免許試験の実施	(果樹園芸課).....	15
481	平成25年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施	(〃).....	17
482	肉用子牛生産安定等特別措置法に基づく協会の指定の解除	(畜産課).....	18
483	保安林の指定の解除	(森林整備課).....	18
484	保安林の指定	(〃).....	19
485	道路の区域変更	(道路保全課).....	19
486	道路の供用開始	(〃).....	19
487	道路の区域変更	(〃).....	20
488	道路の供用開始	(〃).....	20
489	道路の位置の指定	(都市政策課).....	20
490	道路の指定	(建築住宅課).....	21
491	宅地建物取引業法による聴聞	(公共建築課).....	21
492	一般競争入札による落札者の決定	(総務事務集中課).....	21

○ 公安委員会告示

18	機械警備業務管理者講習の実施	22
----	----------------	-------	----

○ 労働委員会告示

2	あっせん員候補者名簿の公示	23
---	---------------	-------	----

○ 内水面漁場管理委員会告示

4	公聴会の開催	24
---	--------	-------	----

○ 公告

都市計画の図書の写しの縦覧

(都市政策課)..... 25

告 示

和歌山県告示第463号

県税運営システム、軽油流通情報管理システム及び自動車税システムの運用管理業務委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

県税運営システム、軽油流通情報管理システム及び自動車税システム運用管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県総務部総務管理局税務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成25年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社南大阪電子計算センター

大阪府貝塚市脇浜四丁目2番22号

5 随意契約に係る契約金額

(1) 県税運営システム

ア 法人二税

(ア) 予定申告書等パンチ処理	1件当たり	24円
(イ) 予定申告書等入力処理	1か月当たり	10,100円
(ウ) 予定申告書等作成処理	1か月当たり	22,400円
(エ) 確定申告書等パンチ処理	1件当たり	60円
(オ) 確定申告書等入力処理	1か月当たり	40,100円
(カ) 確定申告書等作成処理	1か月当たり	83,500円
(キ) 申告書入力特別処理	1か月当たり	27,600円
(ク) 更正・決定処理	1か月当たり	72,600円
(ケ) 利子割額明細書パンチ処理	1件当たり	13円
(コ) 利子割額明細書入力処理	1か月当たり	21,600円
(サ) 利子割額明細書作成処理	1か月当たり	48,200円
(シ) 是認入力処理	1か月当たり	109,600円
(ス) 月例統計処理	1か月当たり	152,600円
(セ) 交付税調作成処理	作業1回当たり	300,000円
(ソ) 課税状況調作成処理	作業1回当たり	300,000円
(タ) 法人登録に関する処理	1か月当たり	57,600円
(チ) 未処理法人調査に関する処理	作業1回当たり	75,000円
(ツ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	72,600円
(テ) オンライン処理	1か月当たり	147,600円

(ト) 予算積算資料作成処理	作業1回当たり	80,000円
(ナ) 年報ファイル作成処理	作業1回当たり	30,000円
(ニ) 大口法人・減免法人調べ	作業1回当たり	45,000円
(ヌ) 増減理由に関する調べ	作業1回当たり	27,000円
(ネ) 未登録法人調査処理	作業1回当たり	20,000円
(ノ) 国税突合処理	1か月当たり	40,000円
(ハ) 外形標準課税等別表パンチ処理	1件当たり	50円
(ヒ) 外形標準課税等別表入力処理	1か月当たり	47,600円
(フ) 外形標準課税等別表作成処理	1か月当たり	32,600円
(ヘ) 電子申告データ反映処理	1か月当たり	100,000円
(ホ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	50,000円
イ 県民税利子割		
(ア) 申告書パンチ処理	1件当たり	24円
(イ) 申告書入力処理	1か月当たり	43,600円
(ウ) 不申告加算金決定処理	1か月当たり	12,600円
(エ) 更正・決定処理	1か月当たり	12,600円
(オ) 月例処理	1か月当たり	80,100円
(カ) 課税状況前年対比処理	1か月当たり	54,600円
(キ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	30,600円
(ク) オンライン処理	1か月当たり	42,600円
(ケ) 年次統計処理	作業1回当たり	15,000円
(コ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	10,000円
ウ 証券二税		
(ア) 申告書パンチ処理	1件当たり	24円
(イ) 申告書入力処理	1か月当たり	43,600円
(ウ) 不申告加算金決定処理	1か月当たり	12,600円
(エ) 更正・決定処理	1か月当たり	12,600円
(オ) 月例処理	1か月当たり	80,100円
(カ) 課税状況前年対比処理	1か月当たり	54,600円
(キ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	30,600円
(ク) オンライン処理	1か月当たり	42,600円
(ケ) 年次統計処理	作業1回当たり	15,000円
(コ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	11,000円
エ 不動産取得税		
(ア) 調定データパンチ処理	1件当たり	65円
(イ) 調定データ取込処理	1か月当たり	20,000円
(ウ) 調定データ入力処理	1か月当たり	87,600円
(エ) 月例処理	1か月当たり	140,500円
(オ) 課税チェックリスト作成処理	1か月当たり	47,600円
(カ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	42,600円
(キ) オンライン処理	1か月当たり	72,600円
(ク) 総務省報告処理	作業1回当たり	72,000円
(ケ) 年次統計処理	作業1回当たり	45,000円
(コ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	44,000円

オ 個人事業税		
(ア) 随時調定処理	1か月当たり	137,600円
(イ) 個人事業税調査表処理	作業1回当たり	5,000円
(ウ) 調定データパンチ処理	1件当たり	28円
(エ) 定例調定処理(前期)	作業1回当たり	636,700円
(オ) 定例調定処理(後期)	作業1回当たり	393,500円
(カ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	42,600円
(キ) オンライン処理	1か月当たり	72,600円
(ク) 国税連携処理	作業1回当たり	5,000円
(ケ) 年次統計処理	作業1回当たり	30,000円
(コ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	28,000円
カ ゴルフ場利用税		
(ア) 申告書処理	1か月当たり	27,600円
(イ) 不申告加算金決定処理	1か月当たり	5,100円
(ウ) 更正・決定処理	1か月当たり	5,100円
(エ) 月例処理	1か月当たり	72,600円
(オ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	20,100円
(カ) オンライン処理	1か月当たり	42,600円
(キ) 年次処理	作業1回当たり	30,000円
(ク) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	9,000円
キ 軽油引取税		
(ア) 申告書処理	1か月当たり	42,600円
(イ) 不申告加算金決定処理	1か月当たり	12,600円
(ウ) 更正・決定処理	1か月当たり	12,600円
(エ) 月例処理	1か月当たり	72,600円
(オ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	27,600円
(カ) オンライン処理	1か月当たり	42,600円
(キ) OCR処理	1か月当たり	27,600円
(ク) 年次処理	作業1回当たり	30,000円
(ケ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	21,000円
ク 個人県民税		
(ア) 月例処理	1か月当たり	12,600円
(イ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	12,600円
(ウ) オンライン処理	1か月当たり	12,600円
(エ) 年次統計処理	作業1回当たり	15,000円
(オ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	5,000円
ケ その他処理		
(ア) 調定処理(鉦区税)	作業1回当たり	12,600円
(イ) 調定処理(狩猟税)	作業1回当たり	12,600円
(ウ) 調定処理(県たばこ税)	1か月当たり	12,600円
(エ) 収納マスタ更新処理	作業1回当たり	12,600円
(オ) オンライン処理	1か月当たり	12,600円
(カ) 課税状況調パンチ処理	1枚当たり	640円
(キ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	9,000円

(ク) 臨時(調定・申告)処理	1件当たり	45円
(ケ) プログラム臨時処理	1人日当たり	25,000円
コ 収納管理		
(ア) 消し込み処理	1か月当たり	597,600円
(イ) 還付充当処理	1か月当たり	312,900円
(ウ) 月次集計処理	1か月当たり	95,000円
(エ) 過誤納リスト等処理	1か月当たり	50,100円
(オ) 報償金算定処理	作業1回当たり	46,500円
(カ) 決算統計処理	作業1回当たり	541,200円
(キ) 収納実績処理	1か月当たり	113,300円
(ク) 宛名圧縮マスタ作成処理	作業1回当たり	375,000円
(ケ) オンライン処理	1か月当たり	72,600円
(コ) マスタ切り処理	作業1回当たり	300,000円
(サ) 住所コード更新処理	1か月当たり	32,600円
(シ) 金融機関エラーチェック処理	作業1回当たり	48,600円
(ス) データコンバート等処理	1秒当たり	450円
(セ) 納付情報登録処理	1か月当たり	65,000円
(ソ) 仮消し込み反映処理	1か月当たり	17,000円
(タ) 本消し込み反映処理	1か月当たり	10,000円
(チ) 滞納者マスタ作成処理	1か月当たり	10,000円
(ツ) 収納明細データ作成処理	作業1回当たり	155,000円
(テ) 延滞金月次調定処理	1か月当たり	81,000円
(ト) 滞納繰越調定処理	作業1回当たり	81,000円
(ナ) 地方法人特別税月次集計処理	1か月当たり	20,000円
サ 滞納整理		
(ア) 督促状・催告状等作成処理	1か月当たり	87,600円
(イ) 延滞金通知処理	1か月当たり	80,100円
(ウ) 収入状況一覧表作成	作業1回当たり	43,400円
(エ) オンライン処理	1か月当たり	72,600円
(オ) 不納欠損処理	作業1回当たり	75,000円
(カ) 滞納整理進行管理状況処理	1か月当たり	122,400円
(キ) 本税時効到来分リスト作成	作業1回当たり	36,000円
(ク) 延滞金時効到来分リスト作成	作業1回当たり	89,100円
(ケ) 延滞金催告通知処理	作業1回当たり	220,000円
(コ) 未納データベース作成処理	1か月当たり	420,000円
(サ) 進行管理表用データベース作成処理	1か月当たり	40,000円
(シ) 未進捗リスト用データベース作成処理	作業1回当たり	20,000円
(ス) マスタ切り処理	作業1回当たり	30,000円
シ 各種消耗品		
(ア) ロングライフリボンカートリッジ	1個当たり	2,200円
(イ) トナーカートリッジ 大	1本当たり	24,000円
(ウ) ドラムカートリッジ 大	1本当たり	56,000円
(エ) EPカートリッジ 中	1本当たり	33,600円
(オ) トナーカートリッジ 小	1本当たり	16,000円

(カ) ドラムユニット 小	1本当たり	32,000円
(キ) B4 カット用紙	1箱当たり	2,600円
(ク) A4 カット用紙	1箱当たり	1,800円
(ケ) トレイ 大	1個当たり	2,300円
(コ) 転写ローラ 大	1個当たり	3,800円
(サ) 定着器 大	1個当たり	31,600円
(シ) フィーダー 大	1個当たり	2,600円
(ス) 100Kキット 中	1個当たり	25,000円
(セ) ピックローラキット(手差し) 中	1個当たり	4,800円
(ソ) ピックローラキット(トレイ) 中	1個当たり	2,140円
(タ) 600Kキット 中	1個当たり	35,000円
(チ) カセットシュートキット 中	1個当たり	4,900円
(ツ) 給紙ローラキット(MP) 小	1個当たり	4,000円
(テ) 給紙ローラキット 小	1個当たり	4,100円
(ト) 定着器 小	1個当たり	31,200円
(ナ) レーザユニット 小	1個当たり	27,200円
(ニ) 給紙ローラキット増設ホッパ 小	1個当たり	4,100円
(ヌ) プリントヘッド	1個当たり	53,900円
ス メール費用		
(ア) 各種帳票集配送	1か月当たり	190,000円
セ システム作成費用		
(ア) プログラム作成費	1人日当たり	40,000円
ソ 機器使用料		
(ア) 端末装置使用料(4月~11月)	1か月当たり	5,295,957円
(イ) 端末装置保守料(4月~11月)	1か月当たり	2,174,620円
(ウ) 端末装置使用料(12月~3月)	1か月当たり	4,293,957円
(エ) 端末装置保守料(12月~3月)	1か月当たり	1,883,900円
(オ) 回線使用料	1か月当たり	893,370円
(カ) 付属機器使用料	1か月当たり	570,000円
(キ) 情報セキュリティ対策料	1か月当たり	393,236円
(ク) 休日等ホスト稼働料	1時間当たり	19,000円
(2) 軽油流通情報管理システム		
ア データパンチ処理	1件当たり	23円
イ 流通データ処理	1か月当たり	169,100円
ウ 異動データ処理	1か月当たり	39,600円
エ 数量突合処理	1か月当たり	27,600円
オ 申告書プレプリント処理	1か月当たり	36,600円
(3) 自動車税システム		
ア 月例処理関係		
(ア) 分配情報作成及び関連1回目処理	1か月当たり	119,400円
(イ) 分配情報作成及び関連2回目処理	1か月当たり	52,500円
(ウ) 分配情報突合データ作成	1か月当たり	220,000円
(エ) 分配情報チェックリスト作成	1件当たり	7円
(オ) 分配情報修正データ作成	1件当たり	14円

(カ) 分配情報修正1回目作業	1か月当たり	118,200円
(キ) 分配情報修正2回目作業	1か月当たり	52,500円
(ク) カナ情報修正データ作成	1件当たり	14円
(ケ) カナ情報付与1回目処理	1か月当たり	79,700円
(コ) カナ情報付与2回目処理	1か月当たり	35,000円
(サ) 車種名付与1回目処理	1か月当たり	33,600円
(シ) 車種名付与2回目処理	1か月当たり	14,700円
(ス) 追加情報データ作成	1件当たり	9円
(セ) 追加情報付与1回目処理	1か月当たり	65,400円
(ソ) 追加情報付与2回目処理	1か月当たり	29,200円
(タ) 税率・郵便番号等付与1回目処理	1か月当たり	53,400円
(チ) 税率・郵便番号等付与2回目処理	1か月当たり	23,400円
(ツ) 課税マスタ異動1回目処理	1か月当たり	404,300円
(テ) 課税マスタ異動2回目処理	1か月当たり	177,800円
(ト) 減額・還付内訳書作成処理	1件当たり	0.8円
(ナ) 減額通知書作成	1件当たり	21円
(ニ) 公金送金通知書等作成処理	1件当たり	32円
(ヌ) リストテープ作成処理	1か月当たり	80,400円
(ネ) 納税者番号付与1回目処理	1か月当たり	179,400円
(ノ) 納税者番号付与2回目処理	1か月当たり	78,900円
(ハ) 異動履歴処理1回目作業	1か月当たり	89,400円
(ヒ) 異動履歴処理2回目作業	1か月当たり	39,300円
(フ) 自動車取得税月例1回目処理	1か月当たり	48,400円
(ヘ) 自動車取得税月例2回目処理	1か月当たり	21,200円
イ 課税処理関係		
(ア) 賦課減額決議書等作成処理	作業1回当たり	45,000円
(イ) 賦課減額決議書動態調べ作成処理	作業1回当たり	81,000円
(ウ) 移転サインチェックリスト作成処理	作業1回当たり	45,000円
(エ) 身体障害者減免者テープ作成処理	作業1回当たり	121,000円
(オ) 減免通知書作成	1件当たり	6.2円
(カ) 減免継続申請書作成処理	1件当たり	27.5円
(キ) 納税通知書データ作成処理(バーコードなし)	1件当たり	13.8円
(ク) 納税通知書データ作成処理(バーコードあり)	1件当たり	6.2円
(ケ) 定期賦課処理	作業1回当たり	1,388,000円
(コ) 賦課時情報引継処理	作業1回当たり	24,000円
(サ) 履歴マスタ年度末処理	作業1回当たり	180,000円
(シ) 滞納繰越年度末処理	作業1回当たり	180,000円
(ス) 現年度完納分過年度データ移行処理	作業1回当たり	180,000円
(セ) 滞納完納分過年度データ移行処理	作業1回当たり	135,000円
(ソ) 分納履歴・課税マスタ整合性チェック処理	1か月当たり	24,300円
(タ) 公示サインによるコメントレコード1回目作成	1か月当たり	57,300円
(チ) 公示サインによるコメントレコード2回目作成	1か月当たり	25,200円
(ツ) 要調査サイン修復処理	作業1回当たり	60,000円
(テ) 職権保留連絡票作成(現年及び滞繰)	作業1回当たり	53,300円

(ト) 職権保留更新処理(現年及び滞繰)	作業1回当たり	90,000円
(ナ) 減免・免除・復活更新処理	1か月当たり	270,000円
ウ 納貯口座処理関係		
(ア) 納貯口座加入者自動抽出処理	作業1回当たり	673,000円
(イ) 納貯口座対象者リスト作成処理	作業1回当たり	41,400円
(ウ) 納貯口座マスタ異動処理	作業1回当たり	31,000円
(エ) 納貯・口座関係明細書作成処理	1件当たり	1.8円
(オ) 口座振替分納税通知書データ作成	1件当たり	6.2円
(カ) 県税振替納付依頼書作成	1件当たり	11.5円
(キ) 納貯組合員の納税状況調書作成処理	作業1回当たり	18,000円
(ク) 口座振替データ作成	作業1回当たり	81,000円
(ケ) 金融機関コード別集計表作成作業	作業1回当たり	22,000円
(コ) 金融機関コード整備処理	1か月当たり	21,600円
(サ) 振替口座データ一括変換処理	作業1回当たり	60,000円
(シ) 口座振替納税証明書データ作成	1件当たり	6.2円
エ 収納処理関係		
(ア) オンライン消込処理	1件当たり	17円
(イ) 収入状況一覧表作成	1件当たり	1円
(ウ) 収入状況リストテープ作成処理	作業1回当たり	120,000円
(エ) 督促状等データ作成処理(バーコードなし)	1件当たり	15.9円
(オ) 督促状等データ作成処理(バーコードあり)	1件当たり	6.2円
(カ) 各種テープ抽出処理	作業1回当たり	120,000円
(キ) 督促状等控えリスト作成	1件当たり	1.2円
(ク) 督促状等発付前納付リスト作成	作業1回当たり	12,000円
(ケ) 口座振替分磁気テープ変換作業	作業1回当たり	36,000円
(コ) 自動車税済通年度処理	作業1回当たり	117,000円
(サ) MPN収納用納税証明書作成	1件当たり	32円
オ 統計その他		
(ア) 各種統計資料作成処理	作業1回当たり	120,900円
(イ) 軽油使用者調作成処理	1件当たり	3.6円
(ウ) 各種リストテープ作成処理	作業1回当たり	121,000円
(エ) 各種プルーフリスト作成	1か月当たり	9,900円
(オ) 大口リスト作成	1件当たり	1.8円
(カ) コメントリスト作成	作業1回当たり	30,000円
(キ) 身体障害者減免データベース作成	1か月当たり	12,900円
(ク) 身体障害者減免未納者一覧表作成	作業1回当たり	119,600円
(ケ) 職権抹消処理	作業1回当たり	216,000円
(コ) 職権抹消照会ハガキ作成	1件当たり	12円
(サ) 自動車税滞納者マスタ作成処理	作業1回当たり	14,000円
(シ) データコンバート等処理	1秒当たり	450円
(ス) オンライン処理作業	1か月当たり	899,700円
(セ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	130,000円
(ソ) プログラム臨時処理	1人日当たり	25,000円
カ 自動車取得税関係		

(ア) 自動車取得税データコンバート	作業1回当たり	15,000円
(イ) 自動車取得税オンライン処理	1か月当たり	12,600円
(ウ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	55,000円
キ プログラム作成関係		
(ア) プログラム作成費	1人日当たり	40,000円
6 契約の相手方を決定した手続 随意契約		
7 随意契約の理由		
特例政令第10条第1項第2号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項及び同法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定により随意契約する。		

和歌山県告示第464号

和歌山県海南市小野田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期
平成23年4月20日から平成24年12月3日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海南市小野田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海南市小野田の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年4月9日

和歌山県告示第465号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
平成22年5月27日から平成24年2月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年4月9日

和歌山県告示第466号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新城の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成25年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
平成22年5月27日から平成24年9月13日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新城の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新城の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年4月9日

和歌山県告示第467号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字志賀の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成25年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
平成22年5月27日から平成24年10月29日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字志賀の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字志賀の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年4月9日

和歌山県告示第468号

和歌山県橋本市向副・横座・賢堂の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成25年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期
平成21年4月1日から平成24年3月18日まで

- 3 成果の名称
和歌山県橋本市向副・横座・賢堂の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県橋本市向副・横座・賢堂の各一部地区
- 5 認証年月日
平成25年4月9日

和歌山県告示第469号

和歌山県橋本市山田・吉原の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期
平成21年5月25日から平成24年3月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県橋本市山田・吉原の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県橋本市山田・吉原の各一部地区
- 5 認証年月日
平成25年4月9日

和歌山県告示第470号

和歌山県有田郡有田川町大字杉野原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成22年5月25日から平成24年10月1日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字杉野原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字杉野原の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年4月9日

和歌山県告示第471号

和歌山県有田郡有田川町大字遠井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年4月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成22年5月25日から平成24年10月1日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字遠井の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字遠井の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年4月9日

和歌山県告示第472号

和歌山県有田郡有田川町大字三田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。
平成25年4月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成24年10月1日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字三田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字三田の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年4月9日

和歌山県告示第473号

和歌山県有田郡有田川町大字久野原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。
平成25年4月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成24年10月1日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字久野原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字久野原の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年4月9日

和歌山県告示第474号

和歌山県日高郡由良町大字吹井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成25年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡由良町
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成24年9月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡由良町大字吹井の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡由良町大字吹井の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年4月9日

和歌山県告示第475号

和歌山県海南市日方の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成25年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期
平成24年4月17日から平成24年12月10日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海南市日方の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海南市日方の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年4月9日

和歌山県告示第476号

和歌山県紀の川市名手上の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成25年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成22年5月25日から平成24年11月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市名手上の一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市名手上の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年4月9日

和歌山県告示第477号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の変更の届出があったので公示する。

平成25年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	障害児通所支援の種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3051600082	おひさま園	児童発達支援	名称	おひさま教室	おひさま園	平成25.4.1
			所在地	有田郡湯浅町湯浅2344-7	有田郡有田川町奥104-1	平成25.4.1
			定員	20名	30名	平成25.4.1

和歌山県告示第478号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、安楽川井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成25年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（平成25年3月31日退任）

職名	氏名	住所
理事	藪中繁美	紀の川市桃山町市場89番地1
理事	岩田功	紀の川市桃山町元395番地7
理事	山面義久	紀の川市桃山町善田572番地
理事	庄司正幸	紀の川市桃山町段539番地
理事	中林昇	紀の川市桃山町最上223番地
理事	永長幹雄	紀の川市桃山町段新田450番地
理事	保田尚徳	紀の川市桃山町元108番地1
理事	岩見正	紀の川市桃山町調月213番地
監事	永長尚夫	紀の川市桃山町元350番地
監事	阪中晋	紀の川市桃山町最上382番地

2 就任した役員（平成25年4月1日就任）

職名	氏名	住所
理事	藪中繁美	紀の川市桃山町市場89番地1
理事	岩田浩明	紀の川市桃山町元507番地
理事	上岡義明	紀の川市桃山町神田169番地3
理事	庄司正幸	紀の川市桃山町段539番地
理事	中山雅史	紀の川市桃山町最上76番地

理事 永長幹雄 紀の川市桃山町段新田450番地
 理事 保田尚徳 紀の川市桃山町元108番地1
 理事 木下充弘 紀の川市桃山町調月1337番地
 監事 阪中晋 紀の川市桃山町最上382番地
 監事 山名和章 紀の川市桃山町元114番地2

和歌山県告示第479号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、三谷井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成25年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（平成25年3月31日退任）

職名	氏名	住 所
理事	岸本勇	伊都郡かつらぎ町大字東洪田666番地の2
理事	山中晴夫	伊都郡かつらぎ町大字三谷1600番地
理事	平尾康幸	伊都郡かつらぎ町大字寺尾54番地の44
理事	窪田重信	伊都郡かつらぎ町大字東洪田687番地の内1号
理事	奥村利昭	伊都郡かつらぎ町大字寺尾217番地
理事	竹中誠一	伊都郡かつらぎ町大字兄井274番地の2
理事	花岡貞	伊都郡かつらぎ町大字三谷836番地
理事	中崎靖子	伊都郡かつらぎ町大字三谷1395番地
監事	山高國央	伊都郡かつらぎ町大字東洪田662番地の1
監事	井上堯央	伊都郡かつらぎ町大字三谷206番地

2 就任した役員（平成25年4月1日就任）

職名	氏名	住 所
理事	北浦健次	伊都郡かつらぎ町大字兄井178番地
理事	花谷久樹	伊都郡かつらぎ町大字寺尾190番地
理事	井上佳久	伊都郡かつらぎ町大字三谷1367番地
理事	林信次	伊都郡かつらぎ町大字平沼田86番地
理事	長岡正純	伊都郡かつらぎ町大字東洪田662番地の7
理事	楠明	伊都郡かつらぎ町大字兄井226番地
理事	森永利博	伊都郡かつらぎ町大字三谷1622番地の4
理事	冷水治夫	伊都郡かつらぎ町大字三谷1562番地の1
監事	辻昭利	伊都郡かつらぎ町大字三谷1408番地
監事	若井文雄	伊都郡かつらぎ町大字寺尾318番地の3

和歌山県告示第480号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、平成25年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成25年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 狩猟免許試験の日時及び場所

開催月日	曜日	開始時刻	会 場 名	所 在 地

7月13日	土	正午	打田生涯学習センター	紀の川市西大井363
7月13日	土	正午	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1
7月13日	土	正午	東牟婁総合庁舎	新宮市緑ヶ丘2-4-8
8月25日	日	正午	和歌山ビッグ愛	和歌山市手平二丁目1-2
8月25日	日	正午	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1

2 試験科目

(1) 適性試験

適性試験は、視力、聴力及び運動能力について行う。

(2) 技能試験

ア 鳥獣の判別

鳥獣の図画等により狩猟鳥獣及び狩猟鳥獣に誤認されやすい鳥獣のうち16種類の判別について行う。

イ 猟具の取扱い

(ア) 網猟免許に係るもの

- a 網の猟具を見て、その使用の是非の判別について行う。
- b 網の猟具1種類についての架設を行う。

(イ) わな猟免許に係るもの

- a わなの猟具を見て、その使用の是非の判別について行う。
- b わなの猟具1種類についての架設を行う。

(ウ) 第一種銃猟免許に係るもの

銃器の点検、分解、結合、装填、射撃姿勢及び脱砲並びに空気銃の圧縮操作、装填及び射撃姿勢並びに距離の目測等猟具の取扱いについて行う。

(エ) 第二種銃猟免許に係るもの

空気銃の圧縮操作、装填及び射撃姿勢並びに距離の目測について行う。

(3) 知識試験

鳥獣の保護及び狩猟に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識について、択一式の筆記試験を行う。

3 狩猟免許試験の順序

適性試験及び知識試験を技能試験の前に行うものとし、適性試験又は知識試験のいずれかに合格しなかった者については、他の試験を行わない。

4 狩猟免許試験の免除

法第39条第3項の規定による網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を現に受けている者が、他の狩猟免許に係る免許試験を受けようとする場合は、知識試験のうち鳥獣の保護及び狩猟に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識の試験を免除する。

5 受験資格

県内に住所を有する者。ただし、法第40条に規定する狩猟免許の欠格事由に該当する者を除く。

6 携帯品

- (1) 狩猟免許試験受験票
- (2) 筆記用具
- (3) 視力矯正器具

7 狩猟免許試験の申込み

狩猟免許試験を受けようとする者は、狩猟免許申請書1通に必要事項を記載し、次の書類等を添付の上、住所を管轄する振興局農業振興課又は一般社団法人和歌山県猟友会各支部に申し込むこと。

- (1) 写真1枚

最近6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景のもの（縦3.0センチメートル×横2.4センチメートル）で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。

(2) 狩猟免許手数料

5,200円（和歌山県証紙）とする。ただし、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を現に受けている者が、他の狩猟免許に係る免許試験を受けようとする場合にあっては、3,900円とする。

(3) 銃砲又は刀剣類の所持の許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けている者にあっては、許可に係る許可証の写し

(4) 医師の診断書

許可を受けていない者は、法第40条第2号、第3号又は第4号に該当しないことを証する医師の診断書（申請時点で作成後3か月以内のもの）を提出すること。

8 免許申請書の提出期間及び時間

次に掲げる期間とする。ただし、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に定める県の休日を除くものとし、申込時間は、午前9時から午後5時までとする。

(1) 7月13日（土）実施試験については、6月3日（月）から6月27日（木）まで

(2) 8月25日（日）実施試験については、7月16日（火）から8月8日（木）まで

9 その他

狩猟免許試験開始時刻に遅れた者の受験は、認めない。

和歌山県告示第481号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条の規定により、平成25年度狩猟免許更新に係る適性試験（以下「適性検査」という。）及び講習を次のとおり実施する。

平成25年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 適性検査及び講習の日時及び場所

開催月日	曜日	開始時刻	会 場 名	所 在 地
6月28日	金	午後1時30分	那賀振興局	岩出市高塚209
7月20日	土	午後1時30分	有田振興局	湯浅町湯浅2355-1
7月24日	水	午後1時30分	那智勝浦町体育文化会館	東牟婁郡那智勝浦町大字築地7丁目1-1
7月26日	金	午後1時30分	伊都振興局	橋本市市脇4-5-8
7月29日	月	午後1時30分	日高町中央公民館	日高郡日高町高家629
7月31日	水	午後1時30分	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1
8月2日	金	午後1時30分	和歌山ビッグ愛	和歌山市手平二丁目1-2

2 適性検査

検査は、視力、聴力及び運動能力について行う。

3 講習内容

(1) 鳥獣の保護及び狩猟に関する法令 45分

(2) 鳥獣の判別 45分

(3) 猟具の取扱い 45分

(4) 鳥獣の保護管理 45分

4 適性検査及び講習対象者

(1) 県内に住所を有し、平成25年9月14日までの有効期間を有する狩猟免許を受けている者で当該狩猟免許と同種類の狩猟免許の更新を受けようとするもの。ただし、法第40条第2号、第3号又は第4号に掲げる者を除く。

(2) (1) の該当者のうち、有効期間が満了していない異なる種の狩猟免許を受けている者については、当該狩猟免許についても更新することができる。

5 携帯品

(1) 狩猟免許適性検査及び講習受講票

(2) 筆記用具

(3) 講習テキスト

(4) 視力矯正器具

6 適性検査及び講習の申込み

適性検査及び講習を受けようとする者は、狩猟免許更新申請書1通に必要な事項を記載し、次の書類等を添付の上、受講を希望する適性検査及び講習の開催日の10日前までに住所地を管轄する振興局農業振興課に申し込むこと。ただし、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に定める県の休日を除くものとし、申込時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

(1) 写真1枚

最近6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景のもの（縦3.0センチメートル×横2.4センチメートル）で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。

(2) 狩猟免許更新手数料

2,800円（和歌山県証紙）とする。

(3) 銃砲又は刀剣類の所持の許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けている者にあつては、許可に係る許可証の写し

(4) 医師の診断書

許可を受けていない者は、法第40条第2号、第3号又は第4号に該当しないことを証する医師の診断書（申請時点で作成後3か月以内のもの）を提出すること。

7 その他

適性検査及び講習の開始時刻に遅れた者の受講は、認めない。

和歌山県告示第482号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第9条第1項の規定により下記協会の同法第6条第1項の指定を解除したので、同法第9条第2項において準用する同法第7条第4項の規定により、次のとおり公示する。

平成25年4月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

名 称	住 所	代 表 者	指定解除年月日
社団法人畜産協会わかやま	和歌山市美園町3丁目34	葛原義明	平成25. 3. 31

和歌山県告示第483号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成25年4月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 海南市下津町塩津字宇野辺543の3
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第484号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成25年4月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 田辺市鮎川字小川2078、2079、2109の1、3636、3648、3652（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第485号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年4月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山田岸上線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市吉原字行者759番1地先から同市吉原字大平768番1地先まで	旧	4.69 ） 6.10	66.50	
同上	新	4.69 ） 9.15	66.54	

和歌山県告示第486号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 山田岸上線

供用開始の区間 橋本市吉原字行者759番1地先から同市吉原字大平768番1地先まで

供用開始の期日 平成25年4月19日

和歌山県告示第487号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 高野天川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字高野山字桶谷20番128地先から同町大字高野山字桶谷20番126地先まで	旧	4.06 } 14.89	84.00	
同上	新	10.05 } 15.34	80.00	

和歌山県告示第488号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 高野天川線

供用開始の区間 伊都郡高野町大字高野山字桶谷20番128地先から同町大字高野山字桶谷20番126地先まで

供用開始の期日 平成25年4月19日

和歌山県告示第489号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3203	岩出市西国分字枯木560番1の一部	紀の川市南志野248番地の6 有限会社グローバルシノミヤ 代表取締役 四宮要三	平成 25. 3. 27	6. 00	34. 80

和歌山県告示第490号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づく道路を次のとおり指定した。

平成25年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

名 称	指定年月日	延 長	幅 員	所在地 起点
				所在地 終点
県道那賀かつらぎ線	平成25. 4. 19	220m	20m	伊都郡かつらぎ町笠田中字稲子130番2地内
				伊都郡かつらぎ町笠田中字稲子145番5地内

和歌山県告示第491号

宅地建物取引業法（昭和27年法律176号）第65条第2項の規定に基づく行政処分について、同法第69条第1項及び第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成25年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 日時 平成25年5月8日（水）午後3時から
- 2 場所 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁北別館1階 1-A会議室
- 3 被聴聞者（宅地建物取引業者）
 - (1) 商号 有限会社オフィス高木
 - (2) 代表者氏名 高木孝子
 - (3) 事務所所在地 和歌山県和歌山市太田3-7-28 ヤマイチビル3F
 - (4) 免許証番号 和歌山県知事 (2) 第3512号
 - (5) 免許年月日 平成23年7月19日

和歌山県告示第492号

平成25年度和歌山県広報誌「県民の友」印刷業務の請負契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
平成25年度和歌山県広報誌「県民の友」印刷 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県会計局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地

- 3 落札者を決定した日
平成25年3月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社第一製版印刷
和歌山市西浜1660-421
- 5 落札金額
41,483,160円（単価契約に基づき算定した見込額）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成25年2月15日

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第18号

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成25年4月19日

和歌山県公安委員会委員長 片山博臣

1 講習の実施期間、実施場所及び定員

- (1) 講習期間
平成25年8月6日（火）から同月9日（金）までの4日間
- (2) 講習場所
和歌山市西汀丁34番地 和歌山市勤労者総合センター
- (3) 定員
20名

2 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受講を希望する者は、平成25年6月18日（火）から同月20日（木）まで（各日とも午前10時から午後5時までの間）の間に、(3)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（受講受付専用電話：073-423-3344）に、電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出により、受付番号を取得した者を受講予定者とする。

(2) 申込み受付

(1)により、受講予定者となった者は、平成25年6月24日（月）から同月26日（水）まで（各日とも午前9時から午後5時までの間）の間に、3の提出書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること（郵送による提出は、受け付けない。）。

(3) 事前申出及び申込み時の注意事項

- ア 事前申出は、受付専用電話以外では受け付けない。
- イ 事前申出は、電話1回につき、受講を希望する者1人のみを受け付ける。
- ウ 事前申出は、先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、締め切る。
- エ 事前申出及び申込みは、受付担当者からの受講を希望する者又は受講予定者に関する質問等に即答できる者が行うこと（即答できない場合は、受け付けない。）。
- オ 事前申出後において、提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合には、受講予定者に決定していることを無効とする。
- カ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に6の問合せ先に確認しておくこと。

3 提出書類等

(1) 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの顔写真1枚を貼付したもの）

(2) 手数料

38,000円（和歌山県証紙により納付すること。）

4 講習修了証明書の交付等

(1) 講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。

(2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

5 講習業務の委託

講習は、一般社団法人和歌山県警備業協会（所在地 和歌山市西汀丁36番地）に委託して実施する。

6 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課営業許可係

電話番号：073-423-0110（内線3058、3059）

労働委員会告示

和歌山県労働委員会告示第2号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、和歌山県労働委員会あっせん員候補者の氏名、経歴等を次のとおり公示する。

平成25年4月19日

和歌山県労働委員会会長 有 田 佳 秀

和歌山県労働委員会あっせん員候補者名簿

（平成25年4月3日現在）

氏 名	現 職	経験及び経歴	委嘱日
ありたよしひで 有田佳秀	弁護士	36期～39期公益委員 36期～38期会長代理 39期会長	H18. 3. 17
たなかよしひろ 田中祥博	弁護士	39期公益委員 39期会長代理	H24. 4. 4
いしばしただお 石橋貞男	和歌山大学教授	36期～39期公益委員	H18. 3. 17
しみずかずこ 清水和子	特定社会保険労務士	37期～39期公益委員	H20. 3. 19
じんとくこうじ 神徳皓治	(元)和歌山県参事	39期公益委員	H24. 4. 4
よしざわよしのり 吉澤義則	弁護士	27期～38期公益委員 31期～35期会長代理 36期～38期会長	S60. 4. 2
はやしてつろう 林 徹 郎	(元)和歌山県東京事務所長	37期～38期公益委員	H20. 3. 19
ふるたにのりお 古谷紀男	連合和歌山会長	34期～39期労働者委員	H15. 2. 17
すぎかつのり 杉勝則	和歌山県地方労働組合評議会事務局長	37期～39期労働者委員	H20. 3. 19
よこやまみつひろ 横山光裕	UAゼンセン和歌山県支部支部長	38期～39期労働者委員	H22. 11. 17

とうごうたかふみ 東郷隆文	基幹労連和歌山県本部委員長	38期～39期労働者委員	H23. 4. 20
しまもとよしかず 嶋本佳和	情報労連和歌山県協議会議長	39期労働者委員	H24. 4. 4
たかはしよしのり 高橋義典	基幹労連和歌山県本部特別幹事顧問	36期～38期労働者委員	H19. 3. 28
ないとうたかあき 内藤高明	(前) UAゼンセン和歌山県支部支部長	36期～38期労働者委員	H19. 3. 28
うらのかつや 裏野勝也	運輸労連和歌山県連合会執行委員長	37期～38期労働者委員	H20. 10. 1
あんどうもとじ 安藤元二	関西コンサルティングシステム株式会社代表取締役	34期～39期使用者委員	H14. 2. 27
こばたえいぞう 小畑英三	小畑産業株式会社代表取締役社長	35期～39期使用者委員	H16. 3. 17
かすやもとはる 糟谷元春	太陽シールバック株式会社取締役会長	38期～39期使用者委員	H22. 3. 19
ながいけいいち 永井慶一	和歌山県経営者協会専務理事・事務局長	39期使用者委員	H24. 4. 4
おかだあき 岡田亜紀	菱岡工業株式会社代表取締役社長	39期使用者委員	H25. 2. 6
しおじげかず 塩路茂一	和歌山県経営者協会参与	31期～38期使用者委員	H7. 11. 10
うじけんいち 宇治健一	株式会社サンライズ代表取締役社長	36期～39期使用者委員	H18. 3. 17
どうしろかずたか 堂代和孝	労働委員会事務局長		H25. 4. 3
たかはしよしたか 高橋義孝	労働委員会事務局審査調整課長		H24. 4. 4
はたなかかずひろ 畑中一宏	労働委員会事務局審査調整課副課長		H25. 4. 3
まつもとよしはる 松本義春	労働委員会事務局審査調整課主任		H19. 4. 4
あだちごろう 安達悟郎	労働委員会事務局審査調整課主査		H24. 4. 4
なかむらやすたか 中村安隆	労働委員会事務局審査調整課主査		H25. 4. 3

内水面漁場管理委員会告示

和歌山県内水面漁場管理委員会告示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項及び第130条第4項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

なお、漁場計画案は、平成25年4月19日から同月25日まで当委員会事務局、和歌山県農林水産部水産局資源管理課及び各振興局地域振興部企画産業課に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成25年4月19日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 大 杉 達

1 期日及び場所

平成25年4月25日（木）午後2時から

所在地 和歌山市雑賀屋町東ノ丁33

会場名 信漁連会館 3階大会議室

2 案件

第五種共同漁業権の一斉切替えに係る漁場計画の樹立について

3 口述等に関する問合せ先

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁内

和歌山県内水面漁場管理委員会事務局

電話番号 (073) 422-6649

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

有田川町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

吉備都市計画下水道（有田川町公共下水道）

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課